

寒川町町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月30日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第19号

寒川町町税条例の一部を改正する条例

寒川町町税条例（昭和60年寒川町条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第8項の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の寒川町町税条例附則第8項の規定は、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和5年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。